

## ～認定企業の取組内容～

### ジャスティン株式会社

所在地：四国中央市

業 種：製造業

労働者数：100人

(男性61人、女性39人 令和6年1月17日現在)

認定日：令和6年2月22日



#### 〈 行動計画 〉

《計画期間》 令和3年4月12日～令和5年12月31日

《内 容》

- 目 標 1： 計画期間内に、男性社員の育児休業の取得率を7%以上にする。  
また、計画期間内に男性の育児休業取得者がいなかった場合は、「労働者300人以下の企業の特例」に準じた休暇措置を取る。
- 目 標 2： 小学校入学前までの子を持つ社員について、所定外労働を制限する制度と、短時間勤務の制度を導入する。
- 目 標 3： 業務の見直し、応援体制の整備をすることで、年次有給休暇の取得日数が6日以上となり、取得実績アップを図る。

#### 〈 行動計画取組状況 〉

- (1) 令和3年5月～ 妻が妊娠した男性社員に対し、育児休業制度の内容を説明した。  
育児休業制度を周知するため、社内システムに男性社員の育児休業取得のための掲示を行う。
- (2) 令和3年8月～ 就業規則の改定案の作成と社内周知を行い、就業規則改定後、社内システムに掲示し、制度の周知を行った。
- (3) 令和3年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握し、取得管理表により事前に取得日を申請させることで、取得状況を周知した。  
取得の進まない社員に取得状況を説明し、休日を絡めての取得方法により積極的に取得を促した。

※ 参考

男性の育児休業取得者 3 人（取得率 100%）

女性の育児休業取得者 2 人（取得率 200% \*<sup>1</sup>）

\*<sup>1</sup> くるみん認定における育児休業取得率の計算方法は下記のとおり

$$\frac{\text{計画期間中に育児休業を取得した女性労働者}}{\text{計画期間中に出産をした女性労働者}} \times 100 = \text{育児休業取得率}$$

ジャスティン株式会社の行動計画期間内における出産者・育児休業取得者

① 計画期間前に出産：1 名

② 計画期間中の出産：1 名

③ 計画期間中の育児休業取得者：2 名

$$\frac{\text{③}}{\text{②}} \times 100 = 200 (\%)$$